

後期高齢者医療保険料額決定通知書・納入通知書と国民健康保険税納税通知書を送ります



平成24年度の後期高齢者医療保険料額決定通知書・納入通知書は被保険者全員に、国民健康保険税納税通知書は国民健康保険税加入されている世帯の世帯主に、それぞれ7月中旬にお送りします。

後期高齢者医療保険料については、保険料の料率は、2年間の医療給付費

表 後期高齢者医療保険料率

均等割額	所得割額	年間保険料
1人あたり 40,100円	賦課のもととなる 所得金額×8.19%	上限額 55万円

賦課のもととなる所得金額とは、前年の総所得金額、山林所得金額、株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計から基礎控除額33万円を控除した額です(ただし、雑損失の繰越控除額は控除しません)。

などを推計し、2年ごとに見直しが行われます。東京都後期高齢者医療広域連合では、平成24・25年度の保険料率(表)を決定しました。医療費の増加などに伴い、保険料

の大幅な上昇が見込まれたため、増加抑制策として、区市町村では、本来保険料で賄うべき費用の一部を負担する措置を継続しますが、被保険者の皆さんにも、一定の負担をお願いすることになりました。

国民健康保険税について、保険料の税率などは、昨年と同様です。

後期高齢者医療保険料について、保険年金課後期高齢者医療係、国民健康保険税について、保険年金課保険係

国民年金は60歳以上でも任意加入できます

20歳以上60歳未満で日本に住所がある方は、厚生年金保険・共済年金に加入されている方を除いて、国民年金に加入することになっ

ています。60歳において年金受給権を満たしていない方と未納期間や未加入期間があり満額の老齢基礎年金を受け取ることができない方は、60歳以降の加入申出をされた月から65歳到達月の前月まで国民年金に任意加入し、保険料を納めることができます。

昭和40年4月1日以前生まれの方で、65歳においても年金受給権を満たしていない方は、70歳到達月の前月までの間、年金受給権を満たすまで任意加入することができます。

老齢基礎年金を65歳前に繰り上げて受給されている方は、任意加入することができます。

持ち物 年金手帳、預貯金通帳、通帳の届出印、申請・問合せ、保険年金課年金係

五日市出張所市民総合窓口係(申請のみ)

青梅年金事務所(0428・30・3410)

女と男のライフフォーラム in あきる野 実行委員募集



女性と男性が抱える身近な問題を取り上げ、ともにこれからの生き方を考える場として毎年ライフフォーラムを開催しています。

実行委員の主な活動は、フォーラムのテーマ決め、内容と構成の検討、開催の準備や当日の運営などです。あなたも実行委員になって、新たな経験をしてみませんか。

活動期間 7月から平成25年3月末まで(10回程)

募集対象 市内在住・在勤の方
募集人員 10人
申込み・問合せ 中央公民館(559・1221)

ペットも被災者、避難所生活の備えを!



大規模な災害発生後、火災や家屋の倒壊によって自宅が被害を受けたとき、私たち人間はもちろんなこと、ペットも避難所生活を余儀なくされますが、各避難所では他の被災者も避難していることから、飼い主

とペットは一緒に過ごすことはできません。避難所でみんなが生活しやすい環境を整えるためにも、ペットを入れる「ケージ」や「非常用ペットフード」を事前に準備しておきましょう。

また、避難所運営が円滑に行えるよう、ペットの名前、種類、性格や特徴などを記載した名札をケージに張り付けておくとういでしょう。

問合せ 地域防災課防災安全係

生垣や樹木の手入れをお願いします

道路沿いの生垣や庭木の枝が伸びていたりすると、カーブミラーや信号機などが見えなくなったり、車両や歩行者の通行の妨げとなる場合があります。また、倒れた樹木を放置している

夏期の節電対策に取組んでいます

市では、昨年に引き続き、夏期の電力不足に対応するための節電対策に取り組んでいます。市庁舎や各公共施設では昨年と同程度を節電の目標として、照明の節電、28度の適温冷房の設定、エレベーターの利用自粛、クールビズの早期導入などを行っています。

市民の皆さんのご理解・ご協力をお願いします。また、皆さんもご家庭などで無理のない範囲の節電にご協力をお願いします。

問合せ 総務課庶務係

省エネ改修をした住宅の固定資産税を減額します



平成20年4月1日から平成25年3月31日までの間に一定の省エネ改修工事が行われた住宅に対し、120

平方メートルまでを限度として翌年度分の固定資産税の3分の1を減額します。

対象 平成20年1月1日以前に建築された住宅(賃貸住宅を除く)

窓の断熱改修(二重サッシ化、複層ガラス化工事など必須)、床、天井、壁のいずれかの断熱改修に要する費用が30万円以上の工事

申告方法など 次の書類の写しを添付して、改修後3か月以内に申告してください。

固定資産税(住宅の省エネ改修)減額申告書

建築士が指定確認検査機

関・登録住宅性能評価機関が発行する証明書類

改修費用の確認できる書類

新築住宅特例、耐震改修特例を受けている期間中は適用されません。

省エネ改修特例の適用は1回限りです。

問合せ 課税課家屋資産税係

バリアフリー改修をした住宅の固定資産税を減額します

平成19年4月1日から平成25年3月31日までの間に一定のバリアフリー改修工

事が行われた住宅に対し、100平方メートルまでを限度として翌年度分の固定資産税の3分の1を減額します。

対象 平成19年1月1日以前に建築された住宅(賃貸住宅を除く)

併用住宅では住宅部分の面積が2分の1以上であること

次のいずれかの方が居住する既存の住宅であること

65歳以上の方

要介護認定が必要支援認定を受けている方

障がいのある方

補助金などを除く自己負担

担額が30万円以上の次のいずれかの工事

- *廊下の拡幅
- *手すりの取り付け
- *階段の勾配の緩和
- *床の段差の解消
- *浴室の改良
- *引き戸の取り替え
- *便所の改良
- *床表面の滑り止め化

申告方法など 次の書類の写しを添付して、改修後3か月以内に申告してください。

固定資産税(住宅バリアフリー改修)減額申告書

工事明細書、写真などの関係書類

改修費用の確認できる書類



補助金などの支給と交付決定通知書

居住者要件を満たすことを示す書類

新築住宅特例や耐震改修特例を受けている期間中は適用されません。

バリアフリー改修特例の適用は1回限りです。

問合せ 課税課家屋資産税係

夏休み 非常勤職員の募集

職種 児童館非常勤職員、児童クラブ非常勤職員

勤務日 雇用期間内で5日間

月曜日から土曜日までの間で週5日間

勤務時間 午前8時30分から午後6時までの間で7時間

午前8時30分から午後6時までの間で4時間(主に午前8時30分から午後0時30分まで)

勤務場所 市内10児童館と12児童クラブ(うち、8児童クラブは児童館に併設)

勤務内容 児童への集団・個別指導

賃金 時給900円(土曜日は1125円)

募集人員 10人程度

12人程度

いずれも保育士が教員免許を有する方、または経験者を優先

雇用期間 7月21日(土)8月31日(金)(日曜日を除く)

応募方法 6月25日(月)までに履歴書(上半身正面脱帽写真貼付)をお持ちください。

問合せ 職員課人事給与係(直通558・1334)